

平成 2 6 年泉北環境整備施設組合議会

第 1 回定例会 会議録

平成 2 6 年 2 月 1 4 日（金）

泉北環境整備施設組合議会

1 平成26年2月14日（金）午前10時30分、泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を本組合議場に招集した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番	明石	宏隆	君	3番	宮口	典子	君
4番	古賀	秀敏	君	5番	松本	定	君
6番	貫野	幸治郎	君	7番	堀口	陽一	君
8番	丸谷	正八郎	君	9番	森下	巖	君
10番	溝口	浩	君	11番	柏	富久蔵	君
12番	関戸	繁樹	君	13番	早乙女	実	君
14番	小林	昌子	君	15番	永田	香織	君

1 欠席議員は、次のとおりである。

2番 綿野 宏司 君

1 地方自治法第121条の規定により、本会に出席を求め出席したるものは、次のとおりである。

管 理 者	阪口	伸六	副 管 理 者	辻	宏康
副 管 理 者	伊藤	晴彦	代 表 監 査 委 員	山出	邦夫
事 務 局 長	吉岡	理	会 計 管 理 者	上田	達也
事 務 局 次 長 兼 清 掃 部 長	野本	順一	総 務 部 長	初田	節則
下 水 道 部 長	清水	猛	総 務 部 理 事	炭谷	力
総 務 部 総 務 課 長	中嶋	護	総 務 部 議 会 事 務 室 長 兼 監 査 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 会 長 事 務 局 長	池尾	秀樹
総 務 部 参 事 総 務 課 参 事	飯坂	孝生	総 務 部 総 務 課 長 代 理	渡邊	一午

清掃部理事	岸部	昭彦	清掃部次長 兼環境管理課長 兼第1事業所長	池尾	学
清掃部 環境事業課長 兼北ヶ丘センター所長	藤原	義雄	清掃部 環境事業課参事	堀場	壽
下水道部事業課長	逢野	典夫	下水道部 事業課参事	船富	淳
下水道部 事業課長代理	西田	尚史			

1 本会に出席の事務局職員は次のとおりである。

総務部総務課 企画財政係長	野井	昭彦	総務部総務課 庶務係総括主査	月下	浩一
------------------	----	----	-------------------	----	----

1 本日の議事日程は次のとおりである。

- | | | |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 | 例月現金出納検査の結果報告について
(平成25年度11月分、12月分) |
| 日程第 4 | 議会議案第 1 号 | 泉北環境整備施設組合議会会議規則制定について |
| 日程第 5 | 議会議案第 2 号 | 泉北環境整備施設組合議会委員会条例制定について |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 泉北環境整備施設組合事務分掌条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 泉北環境整備施設組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 泉北環境整備施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | 泉大津、和泉、高石都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び泉北環境整備施設組合下水道条例を廃止する条例制定について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 泉北環境整備施設組合都市下水路条例制定について |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 平成25年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第4号)について |
| 日程第 14 | 議案第 9 号 | 平成25年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 15 | | 運営方針 |
| 日程第 16 | 議案第 10 号 | 平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について |
| 日程第 17 | 議案第 11 号 | 平成26年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計 |

予算について

日程第 18 議案第 12 号

平成26年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計

予算について

(午前10時30分開会)

○副議長（関戸繁樹君） 皆さん、おはようございます。

長らくお待たせいたしました。まず、冒頭、私の遅参によりまして開会がおくれましたことを、この場をおかりいたしまして深くおわびを申し上げます。

また、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しいところ、本日招集されました平成26年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会にご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

なお、本日、綿野議長より欠席の届け出が提出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私、12番、関戸繁樹が本日の議事を進行させていただきまので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本日の議会運営委員会におきまして、質疑の方法について協議され、議会申し合わせ事項といたしまして、質疑の方法は、最初に質問は何点あるのかを述べていただき、その後は一問一答方式とすることに決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑の方法は、最初に質問点数を述べていただき、その後は一問一答方式とすることに決定いたしました。

本日、ただいまの出席議員は14名で、定数の半数以上の出席をいただいておりますので、平成26年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

なお、本日の日程につきましては、議会運営委員会の決定により、お手元にご配付いたしております日程により順次議事を進めてまいりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程どおり、順次議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。本組合議会会議規則第111条の規定により、私よりご指名申し上げます。

1番 明石宏隆議員、15番 永田香織議員のご両名にお願いいたします。

次に、**日程第2、会期の決定について**を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、本定例会の会期は本日1日といたしまして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしの声がありますので、本定例会の会期は本日1日と決定いたします。

それでは、ここで管理者より、組合議会招集の挨拶のため発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者(阪口伸六君) 管理者の阪口でございます。

議長のお許しをいただきまして、平成26年泉北環境整備施設組合第1回定例会の開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、組合市の議会、委員会等を目前に控えまして、何かとお忙しい中、また本日はこの厳しい天候の中、本定例会にご参集を賜りまして、本当に心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件といたしましては、平成26年度本組合の予算案を中心にご審議を願うわけでございますが、平成26年度の組合運営の基本的な事柄につきましては、後ほど機会をいただきまして申し上げる所存でございます。

そのほかの案件といたしまして、下水道事業の終焉及び組合機構改革等に伴います条例の改正についてご審議を賜る件、平成25年度一般・特別両会計の補正予算につきましてご審議を賜る件、報告案件といたしまして、例月現金出納検査の結果報告でございます。いずれの案件につきましても、それぞれ上程されました際に詳しくご説明を申し上げますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、いずれもご可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長(関戸繁樹君) 管理者の挨拶が終わりました。

引き続き議事に入ります。

次に、**日程第3、報告第1号、例月現金出納検査の結果報告について**を議題といたします。

本件は、平成25年度11月分及び12月分に関する現金出納検査結果の報告であります。

この際、質疑がありましたら、お受けいたします。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、本件につきましては、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告があったものとして処理いたします。

次に、**日程第4、議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会会議規則制定について**を議

題といたします。

本件につきまして、提出議員の趣旨説明を求めます。

4番、古賀議員、どうぞ。

○4番（古賀秀敏君） 4番、古賀でございます。

ただいま上程されました議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会会議規則制定につきまして、提案者を代表いたしましてご説明申し上げます。

本案は、組合議会会議規則に、新たに第33条、選挙関係書類の保存、第46条、再委託、第53条、討論の方法、第65条、発言の取消または訂正、第77条、公聴会開催の手続、第78条、意見を述べようとする者の申出、第79条、公述人の決定、第80条、公述人の発言、第81条、議員と公述人の質疑、第82条、代理人または文書による意見の陳述、第83条、参考人の規定を加えるものでございます。

また、第2章におきましては、委員会における総則、審査、秘密会、発言、正副委員長の互選、表決についての規定を、第7章におきましては、協議又は調整を行うための場についての規定を明確に定め、組合議会運営をより充実させることを目的に、所定の改正を行うものでございます。

附則におきましては、この規則の施行の日を公布の日と定めるものでございます。

なお、あわせて字句の修正、文言の整理を行うことにより、改正箇所が多岐にわたりますことから、全部改正を行うものであり、本来なら改正箇所全て朗読し、ご説明申し上げるところでございますが、省略してのご提案とさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由と改正内容の説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、これより採決いたします。

お諮りします。

議会議案第1号、泉北環境整備施設組合議会会議規則制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議会議案第1号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第5、議会議案第2号、泉北環境整備施設組合議会委員会条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提出議員の趣旨説明を求めます。

4番、古賀議員、どうぞ。

○4番(古賀秀敏君) 4番、古賀でございます。

ただいま上程されました議会議案第2号、泉北環境整備施設組合議会委員会条例制定につきまして、提案者を代表いたしましてご説明申し上げます。

本案は、組合議会委員会条例に、新たに第4条、議会運営委員会の設置、第5条、常任委員及び議会運営委員の任期の起算、第13条、委員の辞任、第21条、議事妨害及び離席の禁止、第22条、秩序保持に関する措置、第23条、公聴会開催の手続、第24条、意見を述べようとする者の申出、第25条、公述人の決定、第26条、公述人の発言、第27条、委員と公述人の質疑、第28条、代理人または文書による意見の陳述、第29条、参考人の規定を加えるものでございます。

また、下水道事業の終焉に伴いまして、第2条の建設委員会の所管事項を変更しており、議会運営委員会委員の構成を現在各市1名選出の3名から、各市2名選出の6名に増員し、副委員長も設け、組合議会委員会運営をより充実させることを目的に、所定の改正を行うものでございます。

なお、全条におきまして見出しを追加し、字句の修正、文言の整理を行うことにより、改正箇所が多岐にわたりますことから、全部改正を行うものであり、本来なら改正箇所全て朗読し、ご説明申し上げるところではございますが、省略してのご提案とさせていただきます。

次に、附則として施行期日を公布の日からとし、経過措置といたしまして、改正前の総務、建設委員会委員長、副委員長及び委員は、改正後、引き続き在任するものとし、任期は、旧条例の規定による在任期間としております。

また、旧条例において、議会運営委員会が規定されていない関係上、この条例の施行後、初めて選任された議会運営委員会委員の任期は、平成26年第2回定例会において、後任者が選任されるまでの間としております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由と改正内容の説明を終わらせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、これより採決いたします。

お諮りします。

議会議案第2号、泉北環境整備施設組合議会委員会条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議会議案第2号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第6、議案第1号、泉北環境整備施設組合事務分掌条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第1号、泉北環境整備施設組合事務分掌条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

本件につきましては、市民サービスの向上及び行政の効率化、また平成25年度をもって組合下水道事業が組合市に移管されることから、組織機構につきまして所要の規定の整理を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

52ページをお願いいたします。

第1条は見出しを「部の設置」とし、下水道部を削除するとともに、号立てで表示し、第1号で総務部、第2号では清掃部を改め環境部とするものでございます。

次に、第2条は、総務部の事務分掌、第3条は、見出しに「規則への委任」を付し、必要な事項は「規則」で定めるものとし、同条を第4条とするものでございます。

また、第3条には「都市下水路の維持管理費に関すること」を追加し、環境部の事務分掌を定めるものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日は平成26年4月1日からとし、第2項では、関係条例の整理を行うものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合事務分掌条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、泉北環境整備施設組合事務分掌条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第7、議案第2号、泉北環境整備施設組合職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第2号、泉北環境整備施設組合職員定数条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

本件につきましては、本組合下水道事業の終焉により、事業を組合市に移管することから、共同処理する事務から公共下水道事業を削除するなど規約の変更を行い、組合組織機構に設立以来となる大きな再編を迎え、定員管理計画に基づき、職員定数につきまして適正を期するため、所要の規定の改正を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。

第1条、第2条を全部改正するもので、第1条の見出しを「趣旨」とし、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、管理者、議会、監査委員及び公平委員会の事務部局の職員の定数についての定めを規定するもので、第2条で、第1条に基づき定数を定めるものでございます。

職員定数を153人から56人に改め、第1号に管理者の事務部局の職員56人、うち1人は、議会の職員とするものでございます。

次の第2号では、監査委員、第3号で公平委員会の事務部局の職員をそれぞれ1人と規定するものでございますが、第2項で管理者の事務部局の職員が兼務するものと定め、次の第3項では、休職者は定数外とするものでございます。

第4条は、語句の修正で、第5条では、「職員の定数の配分は、任命権者」が定めるものでございます。

次に、56ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合職員定数条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号、泉北環境整備施設組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第8、議案第3号、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第3号、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

本件につきましては、資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会条例に基づきまして実施設計業務事業者を選定したことから、同委員会の報酬の規定を削るとともに一部文言の整理を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

61ページをお願いいたします。

まず、題名中の「委員会の委員等」を「委員会等の委員」に改め、第1条では、見出しを趣旨に、「臨時又は非常勤の職員等」を削り、「委員会等の委員」に改めるとともに文言の整理を行うものでございます。

次の第2条は、第1項を「委員等の報酬の額は、別表のとおりとする。」に改め、第2項を削り、第3項中の「及び臨時又は非常勤の職員等」を削り第2項とするものでございます。

第4項は、文言の整理を行い第3項とするものでございます。

次の第3条第4項では、第2項の年額報酬、第3項の月額報酬以外の者を「日額」に改め、次の62ページでございます。

第4条に見出しとして「委任」をつけ、別表につきましては、別表第2条関係とし、資源化センター整備事業プロポーザル方式事業者選定委員会の委員の項を削るものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号、泉北環境整備施設組合の監査委員及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第9、議案第4号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等

の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第4号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。

本組合給料表につきまして、平成19年度に国の給与構造改革に基づき改正を行い、今回さらに国家公務員との均衡の原則を図るため、給料表の改正を行うとともに、現在運用されていない従前の部分並びに文言の整理を行うものでございます。

内容につきまして、まず給料表よりご説明申し上げます。

68ページから77ページでございます。

第6条の別表につきましては、7等級から8等級とし、国に準拠した給料表に改正するものでございます。

次に、その他の改正につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。

86ページをお願いいたします。

まず、題名の次に目次をつけ、第1条「この条例の目的」から87ページの第5条「一般職員の給料」までは、文言の整理でございます。

次の88ページの第7条「初任給」から89ページの第13条「給料の支給方法」、次の90ページの第14条「給料支給の始期」につきましても文言の整理でございます。

次の第15条「給料支給の終期」は、職員が離職または死亡した場合、その月分の全額を支給し、刑に処された失職または懲戒処分によって免職された者には、日割りにより支給するものでしたが、死亡以外のその他の理由により退職する場合にあっては、退職の日まで日割りにより支給するものでございます。

次の第16条につきましても、第15条の規定を適用するものでございます。

次の91ページの第17条「休職者の給料」から92ページの第19条「扶養親族の届出」までにつきましては、文言の整理で、次の93ページでございます。

第19条の4「住居手当」につきましては、既に国家公務員の基準に基づき支給しており、月額限度額を国と同額の2万7,000円とするものでございます。

次の第20条「時間外勤務手当」から94ページの第23条の2「勤務時間の端数計算」までに

つきましても文言の整理で、次の第24条につきましても、その業務の実態がないことから削除するものでございます。

次の95ページの第25条「特殊勤務手当」から第31条「管理職手当」につきましても文言の整理で、次の96ページ第32条につきましても、「管理者が災害その他非常事態の発生等により特別に勤務を命じた場合は、この限りでない。」を組合市の例に基づき加えるものでございます。

次の第33条「期末手当」から98ページの第37条「給与の減額」につきましても、文言の整理でございます。

次の附則でございますが、第4項、第5項は文言の整理で、第8項は給料表を7から8等級に改正に伴うもので、第12項及び第13項は、平成25年8月から26年4月まで実施しております給料の減額措置に対応するものでございます。

恐れ入りますが、77ページの下段から78ページでございます。

第2条でございますが、平成19年2月改正いたしました本条例の改正附則で、第16項、第17項は、経過措置いわゆる現給保障につきましても平成25年8月から給料の減額措置を講じており、今回の給料表に改正対応するもので、次の第18項は、経過措置、現給保障につきまして、平成26年5月1日から差額相当額から1万円を減じた額とし、平成27年4月1日以降は、経過措置による給与は支給しないものでございます。

次に、79ページの附則でございますが、施行期日は公布の日からとするものでございますが、給料の改正を伴う条例附則第8号及び別表の第6条関係につきましても、平成26年4月1日より施行するものでございます。第2項、3項につきましても、給料表改正による号給の切りかえを定めるものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号、泉北環境整備施設組合の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第10、議案第5号、泉北環境整備施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第5号、泉北環境整備施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

議案書の119ページをお願いいたします。

本件につきましては、平成25年度末をもって組合下水道事業の廃止に伴い、特殊勤務手当の種類等につきまして見直しを図るため、所要の規定の整理を行うものでございます。

内容につきまして、新旧対照表にてご説明申し上げます。

121ページをお願いいたします。

第1条では、見出しを「趣旨」に、「一般職」を「泉北環境整備施設組合」に改めるなど、文言の整理を行うものでございます。

第2条では、組合下水道事業の廃止に伴い、第4号及び第5号の下水道関係を削るとともに、実態のない第3号及び第7号につきましても削るものでございます。

また、第6号の「電気主任技術者」につきましては、電気事業法第43条第1項の規定による主任技術者に改め、第3号とするものでございます。

次に、本ページから122ページでございます。

第2条で廃止いたします特殊勤務手当に関連いたします第5条から第7条及び第9条を削り、第8条につきましては、見出しの「電気主任技術者」を「主任技術者」に改め、同条中の「電気主任技術者」についても「主任技術者」に改め、電気事業法につきましても法第43条第1項に改め、同条を第5条とするものでございます。

次の第10条につきましては、同条中の第9条を前条に改め、第6条とし、第11条を第7条とするものでございます。

次に、123ページの別表第6条関係につきまして、表記のとおり改めるものでございます。恐れ入りますが、120ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上が、泉北環境整備施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の内容でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申しまして説明を終わります。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号、泉北環境整備施設組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第11、議案第6号、泉大津、和泉、高石都市計画下水道事業受益者負担

に関する条例及び泉北環境整備施設組合下水道条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

清水下水道部長。

○下水道部長（清水 猛君） 下水道部長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

議案第6号、泉大津、和泉、高石都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び泉北環境整備施設組合下水道条例を廃止する条例制定につきましてご説明させていただきます。

議案書の125ページをお願いします。

提案理由でございますが、大阪湾流域別下水道整備総合計画において、泉北環境整備施設組合の下水道事業を組合市の南大阪湾岸北部流域関連公共下水道に統合するものでございます。

本組合の下水道事業につきましては、平成26年4月1日をもって高石処理区単独公共下水道が南大阪湾岸北部流域関連公共下水道として組合市にそれぞれ移管することとなることから、本組合の下水道事業廃止に伴う泉大津、和泉、高石都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び泉北環境整備施設組合下水道条例を廃止するものでございます。

次、議案書126ページをお願いします。

これは、ただいまご説明申し上げました条例を廃止する条例制定案でございます。

廃止する条例といたしまして、第1号では、泉大津、和泉、高石都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、第2号で泉北環境整備施設組合下水道条例となっております。

施行期日につきましては、平成26年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で、議案第6号、泉大津、和泉、高石都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び泉北環境整備施設組合下水道条例を廃止する条例制定につきましての提案理由を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号、泉大津、和泉、高石都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び泉北環境整備施設組合下水道条例を廃止する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第12、議案第7号、泉北環境整備施設組合都市下水路条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

清水下水道部長。

○下水道部長（清水 猛君） 下水道部長の清水でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第7号、泉北環境整備施設組合都市下水路条例制定についてご説明させていただきます。

議案書の127ページをお願いします。

提案理由でございますが、本組合の下水道事業につきましては、平成26年4月1日をもって高石処理区単独公共下水道が南大阪湾岸北部流域関連公共下水道として組合市にそれぞれ移管されることとなりますが、本組合が別に管理しております王子川都市下水路については、本組合において引き続き管理することとなっております。

都市下水路の管理に関する規定につきましては、本組合の下水道事業廃止に伴い廃止される泉北環境整備施設組合下水道条例に定められておりますことから、当該規定について整備を図る必要がございます。泉北環境整備施設組合都市下水路条例の制定をお願いするものでございます。

議案書の128ページ、129ページをお願いします。

これは、ただいまご説明申し上げました泉北環境整備施設組合都市下水路条例案でござい

ます。

内容についてご説明申し上げます。

第1条及び第2条に本条例の趣旨及び用語の定義を、第3条におきまして設置規定といたしまして、名称としまして王子川都市下水路、起点を高石市綾園7丁目先、終点を和泉市池上町1丁目先、延長を2,755メートルと定めてございます。

第4条、5条につきましては、都市下水路の構造基準を、また6条についてはその適用除外を定めてございます。

第7条は、維持管理の基準でございます。

これらの内容につきましては、廃止される泉北環境整備施設組合下水道条例の第5章、公共下水道及び都市下水路の施設に関する構造及び維持管理の基準等に係る条項を引用し、整備してございます。

次に、議案書の130ページ、131ページをごらんください。

第8条、第9条及び第10条につきましては、同様に廃止される泉北環境整備施設組合下水道条例の第7章、都市下水路に係る条項を引用し、整備してございます。

続きまして、第11条、原状回復以下、第14条の罰則につきましても、同様に泉北環境整備施設組合下水道条例の第32条、第38条及び第41条等の規定を引用し、整備してございます。

最後に、施行期日につきましては平成26年4月1日からの施行とするものでございます。

簡単ではございますが、以上で議案第7号の泉北環境整備施設組合都市下水路条例制定につきまして提案説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号、泉北環境整備施設組合都市下水路条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第7号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第13、議案第8号、平成25年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第4号)について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長(初田節則君) 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第8号、平成25年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

議案書の133ページをお願いいたします。

本件につきましては、資源化センター整備事業に関連いたします生活環境影響調査業務委託料等の契約差金等による歳出予算と交付金等の歳入予算の増減調整を行ったものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ2,837万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,468万8,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

140ページをお願いいたします。

3歳出、第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、2,657万8,000円の減額をお願いするものでございます。

資源化センター生活環境影響調査業務委託料等の契約差金により2,657万8,000円を減額するものでございます。

次に、第5款下水道費、第1項都市下水路費につきましては、180万円の減額をお願いするものでございます。王子川都市下水路矢板改修工事等の契約差金でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

139ページをお願いいたします。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、歳出予算の減額と次の国庫支出金の減額によりまして、2,335万8,000円の減額となったものでございます。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、資源化センター生活環境影響調査業務委託料等の減により502万円を減額するものでございます。

以上が、平成25年度一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号、平成25年度泉北環境整備施設組合一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、日程第14、議案第9号、平成25年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第9号、平成25年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の141ページをお願いいたします。

本件につきましては、歳入歳出予算の見通しによる増減調整を行ったものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、第1条のとおり歳入歳出それぞれ3,474万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,518万9,000円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、公共下水道費の一部を翌年度に繰り越しをお願いするものでございまして、第2表繰越明許費によるものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

150ページをお願いいたします。

3歳出、第1款公共下水道費、第1項公共下水道運営費につきましては、2,550万円の減額をお願いするものでございます。

内容でございますが、需用費で、電気使用料の減により光熱水費で250万円の減額、次の工事請負費では、脱水棟解体工事費の契約差金等で2,300万円を減額するものでございます。

次の第2項公共下水道建設費、第1目管渠整備事業費につきましては、250万円の減額をお願いするものでございます。高石市域の管渠布設工事でございますが、水道及びガス管等支障物件の移設回避により補償補填及び賠償金で250万円を減額するものでございます。

次に、第4目管渠事業費につきましては674万5,000円の減額をお願いするものでございます。

内訳でございますが、工事請負費で管更生工事費の契約差金で174万5,000円の減額、次の補償補填及び賠償金につきましては、管布設替工事に伴います水道及びガス管等支障物件の移設回避により500万円を減額するものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

149ページをお願いいたします。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、契約差金等による歳出予算の減額と歳入予算増額によりまして9,744万5,000円の減額となったものでございます。

次の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、150万円の減額をお願いするものでございます。管更生工事等管渠事業費の減によるものでございます。

次の第5款諸収入、第2項雑入につきましては7,000万円の追加でございます。

内訳でございますが、合流改善整備事業におきまして、整備改造により発生いたしました撤去品の売却によりまして1,000万円の増と、また昭和53年に高石駅東のD地区市街地開発事業負担金として6,000万円を収入し、組合で保管してまいりましたが、下水道事業の移管に伴い、雑入として予算化し、合計7,000万円の増額となったものでございます。

次の第6款組合債、第1項組合債につきましては、580万円の減額をお願いするもので、事業費の減によりまして管渠整備事業債で200万円、管渠事業債で380万円それぞれ減額するものでございます。

恐れ入りますが、145ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきましては、第1款公共下水道費、第1項公共下水道運営費の南大阪湾岸流域汚泥処理施設建設委託料につきましては、大阪府に委託しております下水汚泥処理業務のうち、建設費におきまして、大阪府が平成25年度に予定しておりました建設工事費の組合負担分の一部226万2,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

第2項公共下水道建設費につきましては、高石処理場耐震補強工事委託料2億9,300万円の繰り越しをお願いするものでございます。

次の第3表地方債補正につきましては、公共下水道事業の限度額を8億310万円から580万円を減額し、7億9,730万円と定めるものでございます。

以上が、平成25年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第9号、平成25年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第9号については、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、**日程第15**、管理者より平成26年度当初予算編成に当たっての**組合運営方針**を賜ります。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 平成26年度の組合運営方針を申し上げたいと存じます。

平成26年度の予算案をご審議いただきます前に、管理者としての組合運営方針を申し述べ、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げるものでございます。

我が国の経済は、安倍晋三内閣の経済政策「アベノミクス」の効果により、長期間低迷していた日本経済の回復の基調が見られ始めております。しかしながら、本格的な景気回復については、中小企業を初め広く国民生活に至るとの実感が行き渡っている現状にはありません。また、本年4月からの消費税増税による影響などを鑑みると、まだまだ楽観できる状況ではございません。

こうした中、組合市の財政状況に目を向けますと、さきの景気状況や少子高齢化の進展による法人・個人市民税の伸びも期待できず、地価の低迷による固定資産税の減収により市税収入も厳しく、地方交付税等の財源についても不安定な要素がございます。一方、歳出面では、本格的な高齢社会を迎え、扶助費が増加の一途をたどるなど、厳しい財政運営を余儀なくされております。

そのような中、本組合といたしましては、平成19年度より進めてきた経営改革プランをさらに推進すべく、昨年12月に定員管理計画を策定しました。また、長年にわたり進めてまいりました組合下水道事業につきましては、都市下水道を除き、平成25年度をもってその役割を終えることから、今後は清掃事業を中心とした環境行政を担うべく、組織を集約し、「ごみの減量化とリサイクルの推進」を積極的に進めてまいらるものでございます。また、さらな

る「行財政改革の推進」を図り、「最少の経費で最大の効果」の基本理念のもと、平成26年度予算案を編成いたしました。

それでは、平成26年度予算案につきましてご説明を申し上げます。

平成26年度予算案は、一般会計46億3,209万円、廃棄物発電事業特別会計4億2,001万円、公共下水道事業特別会計2,900万円、合計50億8,110万円となっております。これを前年度と比較いたしますと、一般会計で6億82万5,000円の増、廃棄物発電事業特別会計で1億5,600万円の増、公共下水道事業特別会計においては21億5,372万円の減、合計13億9,689万5,000円の減と相なっております。

まず初めに、平成26年度一般会計予算案に掲げる主要施策からご説明を申し上げます。

まず、さらなる「行財政改革の推進」についてであります。

事務管理分野では、組合運営の総合調整管理を担う予算を計上いたしました。既に平成19年度から取組を進めてきた「経営改革プラン」に基づき、平成19年度当時100名の体制が平成25年度には61名に、人件費総額は約49%の削減を行ってきたところですが、今般さらに平成25年度末の下水道事業の終焉、またごみ処理における資源循環型社会の推進等、さまざまな課題に的確に対応すべく組織活力を確保するため、平成25年度に定員管理計画を策定し、目標年度の30年度には現在の61名体制を47名に、人件費総額について約26%の削減を目指し、民間活力等を用いることでより効率的かつ効果的な業務の遂行に努めてまいります。

各事業につきましては、まずし尿処理については平成18年度にし尿処理、浄化槽処理ラインを一本化し、平成20年度には下水道普及率向上に伴い、処理量が減少傾向であることから、処理量を見きわめ、第3事業所を休止し、第1事業所単独での処理を行うなど、効率的な施設の運営に努め、経費の抑制を図っております。

平成26年度の整備工事では、中央制御室監視盤の更新を行い、稼動以来27年が経過し、経年劣化が進んだ施設の延命化を図り、維持管理経費の削減に努めてまいります。

次に、「ごみの減量化とリサイクルの推進」についてであります。

まず、ごみの減量化については、これまで組合市とともに積極的に取組を進めてまいりました。その結果、ごみの焼却量については、平成9年度の約12万5,000トンピークに平成24年度では約9万トンと約28%減少し、従前の3炉運転から2炉運転に縮小できることとなりました。休止した5号炉については、ごみピットの改修を行うことにより、年間約9,000万円のランニングコストの削減を達成しています。

今後も、より一層の効率的な焼却炉の運転を図り、経費の削減に努めてまいります。平成

26年度は、焼却炉1、2号炉について、稼動以来、早や11年が経過し、経年劣化により燃焼室上部の水管の取替えを行うなど延命化を図り、長期的かつ適正な運転管理ができる維持管理を行います。

また、「資源化センター整備計画」をもとに、平成26年度には第3事業所整備の撤去工事等を進めながら建設に伴う実施設計業務を行い、本年11月を目途に建設工事を着工し、平成28年4月1日の供用開始に向けて取り組んでまいります。

なお、今後は建設工事の進捗に合わせ、管理運営形態のあり方についても専門家の意見をいただきながら検討を進めてまいります。

次に、「リサイクルの推進」についてであります。

これまで組合では、搬入される粗大ごみを破砕機で処理を行い、金属類を回収した後、残渣は最終的には焼却してまいりました。国が提唱する3Rに見られるように、今やリサイクルの推進は先進国である我が国が率先して取り組むべき課題であり、本組合としても破砕、焼却するのみではなく、再利用可能なものはリサイクルに取り組んでまいります。

先般、組合議会の視察研修で高松市と上勝町を訪問し、両市町の規模の違いはあるものの、リサイクルの取組を拝見いたしました。特に究極のごみゼロ社会を目指す上勝町の“ゼロウェイスト”の取組には深く感銘を受けました。本組合としても、今般搬入される粗大ごみの中から再使用できるものを選別し、リユース、リサイクルを推進、啓発を進めるために市民の皆様にもPRしながら、組合市とともに積極的に取り組み、循環型社会の形成につなげてまいりたいと考えております。

次に、都市下水路では、平成25年度から4カ年計画で潮位の影響により腐食の著しい矢板護岸の改修工事を施工しておりますが、今年度も引き続き実施し、周辺住民への臭気防止や市街地への浸水防除など、王子川都市下水路の適切な維持、安全管理に努めてまいります。

以上が、一般会計における主要施策の概要でございます。

続きまして、特別会計について、まず廃棄物発電事業特別会計につきまして、泉北クリーンセンターにおいて、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収利用することにより年間約5,000万キロワットの電力をつくり出すことができ、施設内の電力供給はもとより、余剰分は電力会社に売電するサーマルリサイクルを行っています。温室効果ガス発生抑制による地球温暖化防止への率先した取組はもちろんのこと、財源として平成26年度では発電収入約4億2,000万円の歳入を計上いたしました。今後は、組合市分担金の軽減につなげるべく、効率的な運転に努めてまいります。

次に、公共下水道事業特別会計は、組合市の移管により平成26年度は本組合の事業はございません。

以上が、特別会計における主要施策の概要でございます。

次に、歳入予算の組合市分担金につきましてご説明を申し上げます。

平成26年度の組合市分担金は、公共下水道事業特別会計の分担金は発生いたしません。一般会計34億7,920万3,000円のみので分担金となっております。これを前年度と比較いたしますと、一般会計4億7,142万円の増、公共下水道事業特別会計5億8,973万4,000円の減、合計1億1,831万4,000円の減となったものであります。

今後も、地域の環境整備を担う基幹施設としての役割をしっかりと認識し、「ごみの減量化とリサイクルの推進」を基本政策として、さらなる「行財政改革の推進」により、常に行政コストの削減に留意しながら、「最少の経費で最大の効果」を生むべく、より効率的かつ効果的な体制で循環型社会の形成に資することができるよう、常に組合市としっかりと連携を図りつつ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら積極的に取り組んでまいります。

以上が、平成26年度の予算案と主要施策の方針でございます。

組合を取り巻く環境は一段と厳しい状況にありますが、正副管理者と職員一同が一丸となってこの厳しい局面を乗り越えてまいる所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（関戸繁樹君） 管理者の運営方針が終わりました。

本来、ここで運営方針に対する質疑をお受けするところではございますが、議会運営委員会の決定により、次の予算審議の中でお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、次の予算審議の中で質疑をお受けいたします。

引き続き、議事に入ります。

日程第16、議案第10号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第10号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

No.2の議案書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は、第1条のとおり歳入歳出の総額を46億3,209万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、資源化センター建設工事費の継続費でございまして、第2表継続費によるものでございます。

第3条は、地方債でございまして、第3表地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算での各項の歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出予算よりご説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

3歳出、第1款議会費、第1項議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費でございまして、657万3,000円を計上しております。

次の17ページから18ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、総務管理に要する経費といたしまして、2億1,300万3,000円を計上しております。委員報酬、特別職3名、一般職員20名の給与、共済費等の人件費で2億92万3,000円、その他総務管理経費といたしまして1,208万円を計上しております。

次の19ページでございます。

第2目監査委員費につきましては、報酬、旅費等で55万6,000円、第3目公平委員会では委員報酬で6万6,000円を計上しております。

次に、20ページでございます。

第3款し尿処理費、第1項し尿処理場運営費につきましては、し尿処理に要する経費といたしまして、3億9,401万9,000円を計上しております。

し尿処理場の管理運営に携わる一般職員3名の給与、共済費の人件費といたしまして5,357万9,000円、処理運営のための処理薬品費等消耗品費、光熱水費ほか需用費で7,019万6,000円を計上しております。

次の21ページでございます。

委託料につきましては、運転管理業務等で1億2,487万9,000円、次の22ページでございます。工事請負費では、施設の延命対策と効率的な維持管理を図るため、し尿処理設備の整備工事費といたしまして1億4,316万円を計上しております。

次に、22ページから23ページでございます。

第4款ごみ処理費、第1項ごみ処理場運営費につきましては、ごみ処理に要する経費といたしまして20億5,481万円を計上しております。一般職員30名の人件費といたしまして3億4,859万8,000円を計上しております。

次に、処理運営のための処理薬品の消耗品費及び光熱水費等需用費で3億9,238万9,000円を計上しております。

次の24ページから25ページでございます。

委託料につきましては、ごみ焼却設備運転管理業務等、また資源化センター関連で建設工事施工監理業務及び実施設計委託料を計上し、5億3,007万2,000円となったものでございます。

次の使用料及び賃借料では、粗大ごみのリユース事業推進経費等で287万8,000円を計上しております。

次の26ページでございます。

工事請負費につきましては、処理能力の保持及び安定運転のための1、2号炉定期整備工事等を計上するとともに、前年度より4カ年計画で進めております水管の更新を定期整備と併せて行ってまいります。

また、本年度より資源化センターの建設工事に着手するもので、建設工事では第3事業所の撤去工、水路の付け替え工事を計上し、工事請負費で7億5,043万円となったものでございます。

また、資源化センター建設工事費につきましては、2カ年の継続費を設定し、平成28年4月供用開始に向け、鋭意進めてまいります。

次の27ページをお願いいたします。

第5款下水道費、第1項都市下水路費でございますが、王子川都市下水路の維持管理に要する経費といたしまして、5,837万6,000円を計上しております。

一般職員2名分の給与及び共済費の人件費で1,682万5,000円、委託料では王子川側道清掃業務として30万円。

28ページでございます。工事請負費では、前年度より計画的に進めております矢板改修工事費を計上し、工事請負費で3,746万円となったものでございます。

次の負担金補助及び交付金は、王子川下流ポンプ設備の更新につきまして、338万1,000円を計上しております。

次の第2項下水道費につきましては、本年度より新たに設けました目でございますが、組合下水道事業の移管に伴い、南大阪湾岸流域汚泥処理承継委託料でございますが、移管後も継続して組合で償還していくため本年度より予算計上するもので、1,655万9,000円を計上しております。

29ページをお願いいたします。

次の第6款公債費、第1項公債費につきましては、し尿及びごみ処理事業債並びに退職手当債等の償還金でございますが、公共下水道事業債につきましても継続して組合で償還していくため、一般会計に組み入れるもので、元金、利子合わせまして18億8,507万8,000円を計上しております。

第7款諸支出金、第1項諸費につきましては、ごみ処分手数料の過誤納還付金といたしまして5万円、次の第8款予備費、第1項予備費につきましては、前年度と同様300万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。

2歳入、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、34億7,920万3,000円でございます。各経費を本組合規約に基づきまして、組合市にご負担いただくものでございます。

次の13ページでございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、駐車場使用料といたしまして290万1,000円を計上しております。第2項手数料につきましては、ごみ処分手数料として3億6,400万円を計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、4,161万1,000円を計上しております。

14ページをお願いいたします。

第4款繰入金、第1項特別会計繰入金につきましては、廃棄物発電事業による売電収入か

ら諸経費を引いた3億4,874万3,000円を特別会計より繰り入れるものでございます。また、公共下水道事業特別会計繰入金は、組合下水道事業の移管に伴い人件費、事業費等の歳出予算の計上はなく、消費税還付金の歳入の受け入れを行うもので、一般会計にて予算計上しております公共下水道事業債に充当するため、2,900万円を計上しております。

第5款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金として100万円を計上しております。

第6款諸収入、第1項組合預金利子につきましては1,000円、次の第2項雑入は有価物売却等で8,533万1,000円を計上しております。

第7款組合債、第1項組合債につきましてはし尿処理事業債で4,790万円、ごみ処理事業債で2億270万円、下水道事業債は2,970万円、組合債といたしまして2億8,030万円を計上しております。

以上が、歳入予算でございます。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。

第2表継続費でございますが、資源化センター建設工事施工監理業務委託料及び資源化センター建設工事費につきまして、平成26年度、27年度の2カ年の継続事業として本表のとおり定めるものでございます。

第3表の地方債でございますが、し尿処理事業及びごみ処理事業並びに下水道事業の限度額、起債の方法、利率、借入先、償還の方法について本表のとおり定めるものでございます。

以上が、平成26年度一般会計予算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

小林議員。

○14番（小林昌子君） 5点お願いいたします。

歳入を最後にいたしますので、1点目、19ページのホームページ更新業務委託料12万4,000円が計上されておりますけれども、これに関連してお伺いいたします。

私は、前回の議会のときに、ホームページに本組合の規約、条例等が掲載されていないということで、管理者のほうから検討していくというふうにご答弁をいただきましたので、その検討の結果、今どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 答弁をお願いします。

中嶋総務課長。

○総務部総務課長（中嶋 護君） 総務課長、中嶋でございます。

これにつきましては、今現在、条例等、文言の整理また事業のほうが下水道はなくなるということで、まだ整理ができていない状態なんで、整理ができてから今後のことを考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） いやいや、整理ができていないとおっしゃったんですけれども、きょうこういうふうにして、議案書でたくさん下水道がなくなるということも含めまして、もうきちんと正文化されているじゃないですか。私は、お願いしているのは、何も当初から100パーセント完璧なものをというふうには思っておりません。それはいろいろご事情もあるんでしょうから、少なくともホームページに規約とか条例とかというものが無いというのはどうかなというふうに思いますので、参考までに他市の組合も少し検索してみました。私が検索した限りでは、ほとんどのところは、トップページにそういったものは市民の皆さんが見やすいようにされておりますので、今後については早急にこのことを取り組んでいただきたいというふうに思いますので、その場しのぎの答弁ではなく、どのぐらいをめぐりに考えていってくださるのか、考えをお伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 答弁をお願いします。

炭谷理事。

○総務部理事（炭谷 力君） 総務部理事の炭谷でございます。ただいまホームページにつきましても、先ほど申しましたとおり、内容についても充実を図るため、さらに検討を加えていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） あのね、さらに検討というのは、もう検討するというのは管理者みずからが前回のときにご答弁をくださったんですよ。私は、検討の結果、それが今回の予算に、多分このホームページの更新料では反映されていないだろうということでお伺いしているわけですよ。もう検討は終わっていると思っておりますけれども、終わっていないんですか。

○副議長（関戸繁樹君） 管理者。

○管理者（阪口伸六君） 私の発言ということもおっしゃっていただきましたので、私のほうから、恐らくこういったことも含めてということで総合的にお答え申し上げたいと思います。

こういうホームページというのは、有料によりましてそういうプロバイダーであるとか、いろいろと、現在の契約でいいのかどうかということもあろうかと思えます。母市でもそういったことで、ホームページにつきましては、いろいろと項目がふえることによりまして、また新たな予算措置といったことも必要になることも考えられるわけでありまして、当然担当のほうではそういうふうなところまで踏み込んでどうするべきかとか、あるいは先ほど申し上げましたように規約、条例につきましても手入れをしておるとか、またどういう内容のものをどういう形で発信していくべきなのかと総合的に考えまして、今先ほど申し上げましたようにさらに検討しておるといってお答え申し上げておると思っていますので、検討ということはそういうことをおざなりにしているとかいうことではございませんので、その辺のところを申し上げてお答えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） おざなりにしていないというふうに管理者のほうからご発言がありましたので、ぜひ早急にご検討いただいて取り組んでいただきたい。これは意見だけにいたしておきますけれども、やっぱりホームページというのは多くの方が閲覧して、私のように、今回他の清掃組合も含めて閲覧ということもありますので、リアルタイムの新しい情報は不可欠だと思っております。せっかくクリーンフェスティバルということで2012年のクリーンフェスティバルは写真も掲載していただいて、多くの方でにぎわったというのはそのホームページからは読み取れましたけれども、残念なことに2013年度は開催されているにもかかわらず、私は見つけることができませんでした。アップしておられないのか、私が見つけられなかったのかわかりませんが、そんなことのないようにぜひ活用して積極的な情報発信をお願いしたいというふうに思います。

この項を終わります。

次に、25ページ、古紙類です。

ここに、古紙類再資源化業務委託料943万8,000円ということが計上されておりますが、歳入のところでも三百何万ということで、これは私は逆有償ということになっていると思えます。この逆有償になっているということは、さきの議会でもご指摘をして、他のペットボト

ルとか缶、瓶は逆有償になっていたのを変えていただいて有償ということになっているけれども、これについても早急な取り組みをお願いした経緯がございます。このあたりについて、予算はこんなふうな形になっておりますけれども、現況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 答弁。

中嶋課長。

○総務部総務課長（中嶋 護君） 総務課長の中嶋でございます。

平成26年度ですけれども、古紙については随意契約から指名競争入札制度のほうへ変更を行いたいと思っております。この委託料ですけれども、入札結果によってはこの委託料が発生しないことが考えられます。

以上です。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） はい、ありがとうございます。

随分時間がかかりましたけれども、やっと入札というふうにしていただいたということで感謝申し上げます。いただいた部課長会議の議事録を読みますと、管理者が非常に力を尽くしていただいたというふうにも読み取れる記述がございました。管理者の積極的なご指示があったものと感謝いたします。じゃあ古紙類の過去10年間の差損というか、逆有償額というのを事前をお願いして出していただくようにというふうをお願いしておりますけれども、もう時間が時間でございますので、それをこの場で聞いている時間はありませんので、資料として提供いただけるかどうか、お伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） はい、野本部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

議員からご指摘の差損という言葉につきましては、我々はそのようには認識しておりません。当然、委託料として必要となった経費はお支払いし、逆に我々が買い取っていただいたものについては収入を得ているというふうに理解しておりますので、その点についてはここでそのことを申し上げておきたいというふうに思います。

それと、今の資料の件でございますが、過去10年間の入りと出の資料ということであれば、また議長さんのお取り計らいをいただきまして、後刻、議長の取り計らいで提出できるものは提出していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお伺いしたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） ありがとうございます。

認識の違いですけれども、事実は出と入りがあるというところでございますので、今部長のご発言にありましたように、議長とご相談をいただきまして提供していただくようお願いいたします。

次に、26ページ、資源化センターに関連してお伺いいたします。

資源化センターですけれども、過日、この資源化センターに関する住民説明会というものが行われました。2回行われましたけれども、そこで出された住民の方々の主な意見というものはどういうものであったのか、お伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） はい、答弁。

堀場参事。

○清掃部環境事業課参事（堀場 壽君） 清掃部環境事業課参事の堀場でございます。

ご意見がありましたのは、土壌調査、それと生活環境影響調査の結果報告についてご質問が何点かございました。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） ごめんなさい、私の聞き方が悪かったですね。その質問に対してどのようにお答えになったかも含めてお伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 答弁。

野本部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

住民の皆さん方からは、例えば環境影響調査、アセスの騒音問題である、あるいは土壌汚染調査の結果を踏まえて泉北環境としてどのように考えているのかという質問が多数ございました。その内容につきましては、我々、今回資源化センターを建設するに当たって、そういう住民の皆さん方に心配をかけることのないよう、これは当然の義務でございますが、大阪府とも調整を図りながら今後事業を推進してまいりたいというようにお答えを申し上げて理解をいただいているものというように判断しております。

以上でございます。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員、すみません、この際、お諮りいたします。

間もなく12時になろうとしておりますが、このまま会議を進めるか、昼休憩をとるか、いかがいたしましょうか。

(このまま続行の声あり)

それでは、会議を続行いたします。

小林議員の質問からお願いします。

○14番(小林昌子君) はい。ありがとうございます。

私も参加しましたがけれども、住民の方もそのときはたくさんおみえになって、活発な意見が2時間以上にわたって交わされましたので、資源化センターについて、一部の住民の方かもわかりませんが、直接の声を私も聞くことができました。

このリサイクルセンターですけれども、後先になりましたけれども、規模についてどんなふうに現時点で構想しているのかということをお伺いいたします。

○副議長(関戸繁樹君) 堀場参事。

○清掃部環境事業課参事(堀場 壽君) 清掃部環境事業課参事の堀場でございます。

施設規模につきましては、缶、瓶で17トン、ペットボトル、プラにつきましては8トンの合わせて日量25トンを予定しております。

以上でございます。

○副議長(関戸繁樹君) 小林議員。

○14番(小林昌子君) わかりました。いただいた資料というか、部課長会議の議事録なんかを読みますと、もう古紙は扱わないという理解でよろしいですね。

○副議長(関戸繁樹君) 答弁。

はい、堀場参事。

○清掃部環境事業課参事(堀場 壽君) 清掃部環境事業課参事の堀場でございます。

古紙につきましては、取り扱わないということで考えております。

以上でございます。

○副議長(関戸繁樹君) 小林議員。

○14番(小林昌子君) はい、わかりました。ありがとうございます。

では、もう資源化センター、時間も押しておりますのでそれぐらいにいたします。

次に、すみません、ページちょっと戻りますけれども、25ページのリユース事業について、事業の概要についてお伺いいたします。

○副議長(関戸繁樹君) 野本部長。

○事務局次長兼清掃部長(野本順一君) リユース事業につきましては、私ども泉北環境と組合市3市の足並みをそろえまして、市民から出される一般でここに搬入されるもの、あるい

は市のほうから出される粗大ごみ等々を、まだまだ使えるものがあるならばそれを再利用していきたいということで現在計画しております。

以上でございます。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） 今ご答弁で、一般のごみと粗大ごみということですがけれども、きつここに掲載されるまでには弁護士さんにお伺いして、法的なこととかをクリアされてのことだと思うんですけれども、その一般のごみというのは、多分ここへ直接搬入されたごみだと思ってしまうんですけれども、それは仮に搬入された人が了解をするということはもう搬入のときの重量と出るときの重量の差額をごみの差額というか、その重量の差をごみの量とカウントしてお支払いするということですがけれども、支払ったにもかかわらず、例えば大部分がリユースできるというふうにしてなったときは、それはどうなるんですか。料金は軽減されるんですか。それともお支払いするんですか。

○副議長（関戸繁樹君） 答弁。

野本部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

現時点におきましては、逆にそういうような減免をする、あるいは減額をするという考え方は持ってございません。

以上です。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） じゃ、それは泉環のお考えだというふうにお伺いしておきます。

それと、そのリユース事業ですがけれども、そしたら粗大ごみも一緒なんですよ。シールを張って、破棄をするという前提で市民が出したものを、泉北環境の担当者というか、そのこのセクションの人の判断によってリユースに回すということで、それは26年4月1日からの粗大ごみ及び一般のごみを対象にするということであれば非常にPRの時間がないと思うんですけれども、そのあたりはどんなふうにお考えですか。

○副議長（関戸繁樹君） はい、野本部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

議員ご指摘のとおり、当然、泉北環境が勝手にそういうリユースに回すということはいかななものかというふうに我々は考えますが、あくまでもご本人の了解も含めていただける手法を現在検討もして、その形で進めてまいりたいというように考えておりますのでご理解賜

りたいと思います。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） いや、もうそれは時間的に大丈夫かというふうに懸念しているんですけども、そのあたりの方策についてお伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 野本部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

当然、3市の職員さんと一丸となってこの事業を26年4月から取り組めるように、遅滞のないように我々は事務作業を進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） わかりました。私は老婆心から申し上げておりますので、皆さん方の意欲をそぐようなつもりは全くありません。では、その集められた、ストックしたというか、その家具類。まず、対象は家具類だけに限るんですか。部課長会議なんかではいろんな品目が挙げられておりましたけれども、現時点での対象品目は何ですか。

○副議長（関戸繁樹君） 野本部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

基本的には、家具類を中心に考えていきたいというように考えております。

以上です。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） じゃあ、以前お聞きした自転車であるとか、その他のものは現時点では対象としないというお考えですか。確認です。

○副議長（関戸繁樹君） 野本部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

当然、リユース事業ということになっておりますので、我々としては基本的には家具類とは申しておりますが、それ以外にリユースに回せるものがあるならば、それは当然回していきたいというふうには考えております。

以上です。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） 部課長会議の議事録をいただいた分を読みましたが、今おっしゃったように家具類だけに限るというふうにはなっていないと思いますよ。それで、リ

ユースできるものということ、リユースですから形を変えないでそのままということですから、衣類も含むのか、いろいろ想定されるんですけども、需要があつてのリユースですので、そのあたりも人手もかかることですし、人手がかかるということは経費がかかってくるということですので、やろうとされていることは非常にいいことだと思いますけれども、やはり費用の部分も考えて取り組んでいただかないと、母市にそれぞれ負担も、今回は165万円ですよ、前年度全くなかったものが上がっておりますので、そのあたりもしっかりと考えていっていただかないと困るというふうに思います。

それから、実際にこのリユース事業、どうして回していくのか、その方法もあわせてお伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 管理者。

○管理者（阪口伸六君） 先ほど、私冒頭に議会のほうでいろいろとご案内いただき、私も同行させていただきました、高松と上勝町のリサイクル推進と非常に感銘を受けたということをお知らせして、議員も同じようにご同行していただいたと思います。いろいろと課題、いろいろ細かい点も含めてあろうかと思いますが、私ども泉北環境といたしましては、そういう粗大ごみが大量に入ってくることは間違いのないこととあります。その中の品目の中で、それこそ例えば転勤族と申しますか、そういった方々がやむを得ずというんですか、まだまだ使えるような、それこそ家具もあれば自転車もあれば、あるいはいろんな再利用できる、まだ新品に近いようなものもあるわけですね。そういったものをできるだけリサイクルしてこうということ、まさにスタートしようとしているわけでございまして、当然これはスタートしてから以降もいろいろ課題も出てくるかと思いますが、やはりそれはしっかりと知恵を絞って、もちろん莫大な費用をかけるとかそういうことではなしに、私が冒頭申し上げておりますように、最少の経費で最大の効果ということで取り組んでいきたいということをお知らせしておりますので、それぞれ今後いろいろと個々具体的なことにつきましては、私どもも一定こういった方向で、こういうふうな形ということ、母市も含め、もちろん市民にも周知せないかんわけでありまして、議会の皆さん方にはご報告申し上げますが、現時点におきましては、こういう予算措置で取り組ませていただきたいということでもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） 備品借上料として165万円が計上されておりますので、この備品借

上料というのは何を借り上げ、それをどんなふうにご利用されるのか、お伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 藤原課長。

○清掃部環境事業課長兼泉北クリーンセンター所長（藤原義雄君） ただいまの内容でございますが、内容を申し上げますと、テント借上料が25万円の2回で、3市で150万円、車のレンタル料2万5,000円の2回で、3市のほうへ15万円という内容でございます。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） そしたら、テントを借り上げて車を借り上げるその料金が、今回計上されているということですね。じゃあ、テントを借り上げて、そしたら家具を展示するというふうに考えたらいいんですか。

○副議長（関戸繁樹君） 管理者。

○管理者（阪口伸六君） それぞれの手法につきましては、先ほども申し上げましたようにスタートしてからいろいろとまた新たな課題も出てくるでしょうし、例えばテントが必要などころなのか必要でないのか、今後、母市と話をさせてもらう中でどういうふうな形になるのか、また今後、要綱、規則もつくっていかうということになろうかと思いますが、例えば母市と行政間だけでやるのか、例えば地域の自治会館で、あるいはPTAのいろんな連合会とかいろんな社協とかいろいろあると思いますが、そういったところから要請があつて私どもが出ばって、そしてこういうふうなリサイクルがあるんですよと。そして、こういうまた新しいものが、こんなんを廃棄処分して破砕して燃やしてるんですか、そんなもったいないことしているんですかということを、まさに市民の皆さん方、いろんな団体のところへ出ばって説明に行くことが私はごみの減量化、リサイクルの推進につながることで、啓蒙、啓発になることだと思っております。

テントで具体的にどうだこうだと、ひよっとすればもっとほかの方法もあろうかと思いません。それは必要に応じて、予算措置が必要であれば予算措置をさせていただきますし、もちろんその辺の取組の仕方につきましては、ご報告もさせていただきますし、PRもさせていただきますし、議員さん方もご一緒にご協力いただきたいと思いますし、いずれにしても、現時点ではそういうふうな借上料で準備をさせていただいておりますが、何せ初めてのことでございますので、今後そういった取組の中で、また必要に応じ、充実、また発展させていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） これは、ごみ処理費というところで一般管理費としてこのリユース事業推進借上料というのは計上されております。ということは、ここに計上されているということは、それぞれの母市の負担というのはごみ量に応じてですので、私は和泉市の議員でございますので、和泉市は全体の2分の1ぐらいを負担していると思いますので、細かく言えば165万円の2分の1を負担する。次、便益ですね、私が担当課にお伺いしたのは、各市2回ぐらい等分に回ってということですから、そのご説明では私は違和感を持ちました。等分であれば総務費に本来は入れていただくべきではないかというふうに思いますので、きょうは問題提起にとどめておきますから、そのあたりは検討というか、議論をしていただけるかどうかだけお願いいたします。

○管理者（阪口伸六君） 何度も同じ答えで恐縮でございますが、私どもはこれ本当初めて取り組むわけでありまして。1市に2回なのか3回なのか、あるいは4回なのか5回なのか10回なのか100回なのか、これは実際に取り組んで、もちろんPRもさせていただいて、そういったものが評価を得て、うちにもうちにもということになれば当然補正も含めて予算組みをさせていただきます。とにかく現時点におきましては、私どもといたしましては、こういった予算組みで取り組みをさせていただきたいと。こういったことをするなど、ごみの減量化、リサイクルはしなくていいと議員おっしゃるならば、そういうふうにご判断され、そして態度を決めていただいたら結構でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） 何か、私の発言がどうも下手なようでございまして、ただいまの管理者のご発言でございますが、私は決してこのリユースというところを否定しているものではありません。むしろリサイクルという形を変えて、エネルギーとお金を使うよりもそのままリユースということはリサイクルよりも一段と資源を有効に使う手段だというふうに私は基本的に認識しております。ただし、始めるに当たっては、やはりいろいろと想定させていただいて、皆さんに喜ばれる事業であるべきではないかという思いがありましたので、私の気がついた点を申し上げたものでございますので、お気にさわった発言があれば、それはお許しをいただきたいと思っております。

じゃ、このリユース事業を立ち上げるということは、以前お伺いいたしましたリサイクルプラザということはもうなくなったと理解してよろしいですか。

○副議長（関戸繁樹君） 答弁。

堀場参事。

○清掃部環境事業課参事（堀場 壽君） 清掃部環境事業課参事の堀場でございます。

リサイクルプラザの建設につきましては、現時点では具体的な計画はしておりません。

以上でございます。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） それちょっと困るんですよ。リサイクルプラザの建設は現時点では計画していないということは、また復活もあり得るということですか。

○副議長（関戸繁樹君） 野本部長。

○事務局次長兼清掃部長（野本順一君） 清掃部長、野本でございます。

何度も同じ回答になるかわかりませんが、現時点では計画をしておりません。

以上でございます。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） では、もう同じ答弁ですので、今回はこれで収めておきますけれども、私は、幾らいいことであつたとしても、それはかける経費と便益、それらを総合的に勘案していただきたいというふうにお願いをしておきます。

それで、最後でございますが、歳入の金利の4ページです。ここに組合預金利子というのが1,000円計上されております。決算委員会の際に、本組合ではペイオフ対策として決済用預金に入れているということで、この10年間利息がつかなかったにもかかわらず、予算にありもしない1,000円ということ計上しているのはいかがなものかというふうに私は考えましたので指摘いたしました。その指摘に対しては、真摯に取り組んでいただきまして、早速文書による回答もいただきまして、その後確認いたしましたら、それぞれ6行に1,000万円ずつ11月中旬から定期預金にさせていただいた。そのことには感謝いたします。

にもかかわらず、今回またずっと同じように予算の計上で1,000円というふうに書いているんですけども、本来予算というのはぴったり合わないというのはわかっていますけれども、資金の運用というところで、そういうふうにして早速取り組んでいただいたんですから、少なくともこの1というのは従来と変わった数字になるべきではないかというふうに思いますので、そのあたりはどんなお考えでこの数字が入ったのか、お伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 答弁。

炭谷理事。

○総務部理事（炭谷 力君） 総務部理事の炭谷でございます。

預金利子につきましては、歳入的には臨時的に発生する予算でございます。よって、当初

予算では1,000円の計上でございますが、新年度に入って資金計画を立てて増収を図るよう
に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） 昨年11月に、私の決算のときの発言で、月末の預金残高というものを
を一覧でいただきました。そうしましたら、皆さんは今資金計画とおっしゃったんですけれど
も、資金計画をもって回しておられるわけですよね。そしたら、例えば24年度の場合です
けれども、6月の月末ですけれども、残高が3億3,900万、7月は5億1,800万、8月は5億
7,400万というふうに、秋にもこういう何億以上というのがあります。ということは、当然
月末ですから月の半ば、あるいは月初めがどんなふうになっているのかということは、この
金額でないということは私もわかりますけれども、さっき組合運営方針でも最少の経費で最
大の効果と、私は前のときにも地方自治法を持ち出しましてお話ししましたがけれども、その
資金の運用という視点が、私は非常に欠けているというふうにこの予算書で感じました。だ
から、運用というところでは、それぞれの母市の会計管理者もいらっしゃって、今この場
にも会計管理者の方がいらっしゃると思いますけれども、ぜひ運用という視点を持ってこの
お金を回して行ってほしいと思っているんです。そのあたりについて、どんなふうにしてい
ただけるか、お伺いいたします。

○副議長（関戸繁樹君） 中嶋課長。

○総務部総務課長（中嶋 護君） 総務課長の中嶋でございます。

議員が言われているように、利子の収入とコストを比較しながら検討してまいります。よ
ろしく願います。

○副議長（関戸繁樹君） 小林議員。

○14番（小林昌子君） コストというのは、事前にお伺いしたら手間がかかるとおっしゃっ
たんですよ。私、手間かけてまで何百円とかということを獲得してほしいとは思っていま
せん。銀行に行かれるときにというところで、何も特別にこのために何かをしてほしいとい
うのは思っていませんけれども、頭の隅にいつも資金を運用する、例えば2カ月にわたって2
億円というお金がそのまま決済預金に眠らせているというのはどうかなと思ったときは運用
ということは取り組んでいただかないといけないでしょう。これは私の思いですので。

それと、いろいろと勉強していただきたいと思います。指摘があるまで決済預金にゼロ円
でということ私はまずかったというふうに思います。そのことをお願いいたしまして、私
の質問を終わります。

○副議長（関戸繁樹君） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第10号、平成26年度泉北環境整備施設組合一般会計予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、**日程第17、議案第11号、平成26年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算について**を議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第11号、平成26年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を4億2,001万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、歳出予算での各項の歳出予算の流用について定めるものでございます。

次に、内容につきまして、歳出予算よりご説明申し上げます。

48ページをお願いいたします。

3歳出、第1款廃棄物発電事業費、第1項廃棄物発電事業費につきましては、3億8,799万3,000円を計上しております。

人件費で730万4,000円、工事請負費では756万3,000円、次の49ページの繰出金でございま

すが、3億4,874万3,000円を計上しております。

第2款公債費、第1項公債費につきましては、元金、利子で3,201万7,000円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

47ページをお願いいたします。

2歳入、第1款発電収入、第1項発電収入につきましては、4億2,000万円を計上しております。

第2款繰越金、第1項繰越金につきましては、1万円を計上しております。

以上が、平成26年度廃棄物発電事業特別会計予算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第11号、平成26年度泉北環境整備施設組合廃棄物発電事業特別会計予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、日程第18、議案第12号、平成26年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本件につきまして、提案説明を求めます。

初田総務部長。

○総務部長（初田節則君） 総務部長の初田でございます。

ただいま議題となりました議案第12号、平成26年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

歳入歳出予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額を2,900万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、内容につきまして、歳入予算よりご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。

2歳入、第1款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金100万円を計上しております。

第2款諸収入、第1項雑入は、消費税還付金で2,800万円を計上しております。

以上が、歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

68ページでございます。

3歳出、第1款公共下水道費、第1項公共下水道運営費につきましては、2,900万円を計上しております。

以上が、平成26年度公共下水道事業特別会計予算の概要でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○副議長（関戸繁樹君） 説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会の決定により、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第12号、平成26年度泉北環境整備施設組合公共下水道事業特別会計予算について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号については、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、管理者より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

阪口管理者。

○管理者（阪口伸六君） 議長のお許しを得て、閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、長時間にわたり慎重にご審議を賜りまして、ご提案申し上げました全ての案件につきまして原案どおりご可決を賜り、心から深く御礼を申し上げる次第でございます。

今後とも、組合行政の推進に際しまして、正副管理者と職員一同一丸となって積極的に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、なお一層のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単楚辞でございますが、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○副議長（関戸繁樹君） 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、これもちまして平成26年泉北環境整備施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後0時26分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北環境整備施設組合議会副議長 関 戸 繁 樹

同 署 名 議 員 明 石 宏 隆

同 署 名 議 員 永 田 香 織